

監理技術者講習【Q&A】 受講者からの質疑に関する回答

ここでは、各会場からの質疑に対するの回答をQ&A形式で掲載しております。 日本建築士会連合会

2016年11月更新

講習開催日	開催県	テキスト頁	テキスト小項目	質問内容	部会回答(案)
2016年6月8日	岡山県	206	8.1.3 先行埋戻し型 枠工法(Radix工法)	Radix工法だと地中梁スリーブは無いのですか。また、土間配管は施工可能なのですか。	型枠の工場加工時に配管の貫通位置が決まっていれば鉄板型枠に予め孔明けしてスリーブを設置し、土間配管は地中梁コンクリート打設後に掘り返して施工します。万一、スリーブ孔明けが工場加工時に間に合わない場合でも、スリーブを入れて打設してあれば、掘り返した際に鉄板型枠をガス切断して配管を通すことが可能です。
2016年6月14日	兵庫県	86	4.4.3 期中損益管理 表4.4-2 スライド条 項の概要	全体スライドについて、原価水準の変動を発注者に示す公的な指標を教えてください。	全体スライドについては、物価指数等に基づき発注者と受注者が協議して変動率を定めます。物価指数として公的に一般的なのは、国交省が定めている「建設工事費デフレーター」です。これは、2005年度を基準として建設工事に係る実質額を算定することを目的に作成されていて、国交省のHPで公表されています。
2016年7月14日	岡山県	144	6.2.2.3 安全衛生管 理体制	店社ではなく多種業者が混在する作業所において10人以上50人未満の作業者が存在する場合、安全衛生推進者の設置義務があるのでは？	安全衛生推進者は、常時10人以上50人未満の労働者を使用する《事業場》建設会社または元請業者、下請業者を問わず工事現場に1社だけで10人以上50人未満の作業員を送り出している会社に対して、選任が義務付けられています[安全衛生法12条の2]。この制度は、作業所における混在作業から生じる労働災害防止を目的としているものではなく、安全管理者や衛生管理者の選任が義務付けられてない中小規模の事業場の安全衛生水準の向上を図ることが主目的になっています。
2016年7月14日	岡山県	34	2.2.2.2 監理技術者 配置の資格要件	塗装工事業者等の一般建設業者は請負金額から3500万(税込)以上になった場合のみ監理技術者の専任が必要ですか？	監理技術者の配置は、請け負った金額ではなく、下請負代金の合計金額(下請負代金の総額が4000万(建築一式工事では6000万円)以上)によって決まります。しかし、一般建設業の場合、下請負代金の上限が決まっており、下請負代金の合計が4000万以上(建築一式工事は6000万円以上)となる契約はできません。よって、一般建設業者の場合、監理技術者を配置することは有りません。ただし、建設業の許可を受けたものとして、建設工事を施工する場合、元請、下請に関係なく、施工の技術上の管理をつかさどる主任技術者を必ず配置しなければならないことにご注意ください。
2016年7月14日	岡山県	34	2.2.2.2 監理技術者 配置の資格要件	ということは、一般建設業は4000万以上の契約ができないので3500~4000万未満の工事のみ監理技術者が必要ですか？	下請けに発注する工事金額の合計で、下請負代金の合計が4000万以上(建築一式工事は6000万円以上)となる契約はできません。よって、一般建設業者の場合、監理技術者を配置することはありません。公共性が高い若しくは多数の利用者が見込まれる施設については、請負金額が3500万円(税込)以上となる場合、技術者の専任が求められますので、この技術者は一般建設業の場合、主任技術者の現場専任が求められます。
2016年7月15日	東京都	134	6.1.1 労働災害	労働災害における監理技術者の責任？どのようなことが考えられるのか？	「労働災害が起きたので、監理技術者だから責任を取らなければならない」ということはありません。しかし、元請の立場に居る職員としては、労働安全衛生法上、以下のようなことなどが責任として課せられてきますので日常的に注意しなければなりません。 ・元方事業者責任：(第29条主旨)協力会社とその作業員に対し法令に違反しないように指導すること。 違反している場合は、是正のために必要な指示を行わなければならない。 (第29条の2主旨)危険な場所では、協力会社が適正に危険防止措置が講じられるように、技術上の指導その他必要な措置を講ずること。 ・特定元方事業者責任：(第30条主旨)同一場所で混在して作業をすることで発生する労働災害を防止するための措置を講ずること。 ・注文者責任：(第31条主旨)注文者は、協力会社に設備、材料等を提供する時は、労働災害を防止するための措置を講ずること。 (第31条の4主旨)注文者は、安衛法違反になるような指示を協力会社にはしてはならない。
2016年7月15日	東京都	13	1.5.3.3 元請企業の 役割	「下請の監理状況」→「下請の管理状況」では？	テキストの編集ミスです。正誤表にて修正を行わせていただきます。
2016年7月15日	東京都	32	2.2.1 監理技術者の 役割	設計監理→工事監理者 工事管理→監理技術者 なぜ、この字を使用するのか？監理と管理の違いも含めて	法律用語のためそのように使用されております。
2016年7月15日	東京都	32	2.2.1 監理技術者の 役割	「現場代理人」常駐 1名/1現場 「作業所長」兼務 1名/3~4現場 の場合、工事の統括責任は「作業所長」にあると思うが？ この場合のあるべき体制をお示し下さい	「現場代理人」「作業所長」は、各社で想定する役割が異なり、あるべき体制として示すことは一概にはできません。テキストのP32に「現場代理人」を現場統括責任者とした場合の監理技術者との違いを記載していますが、兼務の「作業所長」が会社からどのような権限を委譲されどのような業務を担っているかをご確認ください。「現場代理人」は例外はあるが、現場常駐を求められ、「監理技術者」は、公共工事等では現場専任が求められます。よって、常駐する「現場代理人」が統括責任の任と監理技術者の任を兼任し、作業所長はそれを補佐する体制が基本的な考え方になると思われます。「兼務作業所長」以外に現場に3~4名配属されている場合は、その内の1名が監理技術者になることも考えられます。
2016年7月15日	東京都	120 247	5.5.3 情報化施工 8.4.1 情報化技術の 活用	すべてをまかせるわけにはいかない。ある部分は人間のアナログチェックを必要と思うが？手順をどうするか？ 若手技術者育成→作り込みに王道はない	IT活用という名の通り、活用することであり、まかせることではないと思います。おっしゃるとおり、アナログ的なチェックも必要。手順はケースバイケース(使う分野やツールによる)だと思います。
2016年7月26日	香川県	P75	4.3.1工事工程管理	マイルストーンとは日本語でどういうことか？	「各作業工程の節目(目標完了の計画日時など)」
2016年7月26日	香川県	P40	2.2.6施工体制台帳の 整備と施工体系図の 作成等	テキストと講習ビデオの項目が異なっている。	DVD等で説明する際にテキストと同一の内容を項目立てし、よりわかりやすくしました。
2016年8月4日	愛知県	P34	2-2-2監理技術者等 配置の資格要件	平成28年6月より監理技術者の配置等資格要件が変わった理由は何ですか	将来にわたって建設工事の適切な施工が確保されるよう、社会経済情勢の変化に応じた規制の合理化を図るため、金額要件を見直したものです。
2016年8月23日	東京都	P139	6.1.3その他のトラブ ル	2. 反社会的勢力の排除 図6.1-10 反社会的勢力排除ポスター * 4となっていますが * 5ではないでしょうか。	テキストの編集ミスです。正誤表にて修正を行わせていただきます。
2016年9月15日	広島県	P40.P44	2.2.6施工体制台帳の 整備と施工体系図の 作成等	保存期間の5年10年は、いつ制定されたのでしょうか？	保存期間の記載された建設業法施工規則第28条は、平成6年に追加されました。その後、平成7年に一部改正が行われており、更に、平成20年3月国土交通省令第10号により改正され、平成21年10月1日から施行されています。
2016年9月26日	東京都	P33	2.2.2監理技術者等の 配置図2.2-2	下請負金額について、A+B+C=下請負金額とのことですが一式の場合、発注者7000万→元請→A+B+C計5900万の場合、主任技術者でしょうか？この場合、発注者に下請への支払額がパ ラして、いわゆる元請の儲け額がわかってしまうのでは？	下請負金額の合計が、5900万円です。5900万円未満となりますので、主任技術者で良いということになります。この場合、発注者に下請への発注金額に関わる情報を公開することにはなっておりません。また、元請が直接行う材料発注や共通仮設なども多数あると思われるので、元請の儲け額がわかるような心配は無いと思われます。
2016年9月26日	東京都		正誤表が別紙で配布 されたが、その中の3 項目について(テキ スト13項の修正につ いて)	誤)下請の監理状況 正)下請の管理状況 が正しいのではないかと	事務局の記載方法の誤りであり、修正済みです。
2016年9月27日	大阪府	P26	2.1.1.1トラブル事例	1.監理技術者は現場ごとに専任者を配置する必要があった。専任ではなかった。とありますが、もう少し詳細説明よろしく。 2.監理技術者は土木・建築は共通するの如何か。	1. このトラブル事例について、詳細は公開されていないので確かなことはお答えできませんが、平成28年の建設業法改正前に、おそらく公共工事の建築一式工事が、5000万を大きく超えない請負金額で、下請負金額の合計が3000万を超え、監理技術者を専任配置しなければならなかったところを、他現場も兼務しているものに監理技術者を任命した事例と思われます。 2. 建設業法は土木工事にも適用されますので、土建で共通するものをご理解ください。
2016年10月4日	福井県	P139	6.1.3その他のトラブ ル	労災かくしの送検件数についてH19年までの資料、それ以降はどうか？	以降のデータは、厚生労働省ホームページ／労働基準監督年報などで確認できます。なお、平成26年は127件、25年は89件の労働安全衛生法第100条違反(報告等)の送検事件がありました。
2016年10月4日	福井県	P38	2.2.4監理技術者等の 工事現場における専 任	監理技術者は複数を兼務することはできないのですか？	監理技術者の現場専任要件である、公共性のある施設等で、請負金額が3500万(建築一式で7000万)以上の条件に該当しなければ、専任の必要はありません。しかしながら公共性のある(又は多数の者が利用する)施設については個人住宅を除くほとんどが該当しますので、監理技術者は専任が基本とご理解ください。